愛知学院大学学生自動車・自動二輪車・自転車通学規程

平成 27 年４月１日制定

（目的）

第１条　この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（非正規生を含む。）（以下「学生」という。）が、自動車、自動二輪車（原動機付自転車を含む。）又は自転車（以下「車両」という。）で通学する（以下「車両通学」という。）に際し、当該学生に適正な指導・処分を行うことにより本学近隣住民の安全な交通環境を確保するとともに、学生による各種法令違反行為及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

（通学方法について）

第２条　学生の通学は原則として徒歩、自転車又は公共の交通機関とし、車両通学は別に定める愛知学院大学学生車両通学登録規程により、登録・許可された場合のみ認められる。

２　自動車による通学は、日進キャンパスのみとする。

３　自動二輪車による通学は、日進キャンパス及び楠元キャンパスのみとする。

（遵守事項）

第３条　車両通学する学生は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）愛知学院大学学生車両通学登録規程に基づく利用登録・許可を受けていない車両を、本学の学生駐車場・駐輪場に駐車・駐輪してはならない。

（2）本学の学生駐車場・駐輪場以外の場所に駐車・駐輪してはならない。

（3）本学の学生駐車場・駐輪場は、通学以外の目的で利用してはならない。

(4) 本学の学生駐車場・駐輪場は、長期間駐車・長期間駐輪してはならない。

（5）車両の排気音、警笛等による騒音等、他の学生利用者の妨げとなる迷惑行為をしてはならない。

（6）常に歩行者の安全を第一として運転するよう心掛けるとともに、交通安全の保持に努めなければならない。

(7) 道路交通法の他、他人の管理地内無断駐車、無断通り抜け行為等、他人の管理権を侵害する行為又は各種法令に違反する行為をしてはならない。

（8）学内外で発生した事故は、速やかに学生課・所属キャンパスの事務室又は守衛室（セキュリティーセンター）に報告しなければならない。

（違反に対する措置）

第４条　学長は、前条第１号から第８号の規定に違反した場合は、次の各号に定める措置を講じることができる。

(1) 違反車両に警告書を貼付すること。

(2) 違反車両の所有者に警告書をもって通知すること。

（3）通学の妨げ又は学内環境を阻害する場所に放置された違反車両は、本学の指定した場所に移動すること。

(4) 長期間にわたり正当な理由もなく放置された違反車両は、相当の警告措置を講じ、処分すること。

（5）学内の学生駐車場・駐輪場の使用停止又は登録・許可を取り消すこと。

（厳重注意）

第５条　第４条第１号又は第２号の警告を受けた学生が再び違反行為を行った場合は、日進キャンパスにおいては学生部長、名城公園キャンパス、楠元キャンパス及び末盛キャンパスにおいては学生が所属する学部の長は学生部長と協議の上、車両通学に際して違反行為を行った当該学生に対し、厳重注意書（以下、「注意書」という。）をもって通知する。

２　当該学生が、注意書の受け取りを拒否した場合であっても、厳重注意を行ったものとみなす。

３　当該学生が不明の場合は、違反行為に使用された車両に注意書を貼付することをもって、厳重注意を行ったものとみなす。

（懲戒の種類）

第６条 前条の厳重注意を受けた当該学生が再び違反行為を行った場合は、学生委員会で審議し、懲戒処分の決定をしたときは、代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

2 懲戒の適用は、次のとおりとする。

(1) 当該学生が厳重注意を受けたにもかかわらず、再び違反行為を行った場合は、訓告とする。

(2) 訓告を受けた学生が本学の指導にもかかわらず、繰り返し違反行為を行った場合は、停学又は退学とする。

3 本規程に定めのない場合は、愛知学院大学学生懲戒規程を準用する。

(放置自転車及び放置自動二輪車の処分)

第７条 第４条第３号、第４号に該当する自転車及び自動二輪車は、本学の指定した場所に収集し、所有者を調査の上、所有者に撤去することを通知し、所有者が撤去しない場合又は所有者が不明の場合は、当該自転車及び自動二輪車を廃棄処分する旨の警告書の告示を行った上、告示後も引き続き放置されている当該自転車及び自動二輪車に関して、廃棄処分をすることができる。

2 廃棄処分は、警告書の貼付後３ヶ月以上放置され、告示後も引き続き放置されたままの状態である当該自転車及び自動二輪車に関して行うことができる。

(放置自動車の処分)

第８条 第４条第３号、第４号に該当する自動車は、所有者を調査の上、所有者に撤去することを通知し、所有者が撤去しない場合又は所有者が不明の場合は、当該自動車を法令及び条例の規定に基づき処分することができる。

（損害発生に伴う賠償責任）

第９条 車両通学及び本学の学生駐車場・駐輪場の利用に伴う事故についての損害並びに第７条から前条までに定めた処分を行うにあたり車両等に生じた損害については、本学は一切の賠償責任を負わない。

2 違反行為に起因する損害が発生した事案について、本学は一切の賠償責任を負わない。

3 車両の廃棄処分等に係る費用は所有者に賠償を求めることができる。

（事務）

第 10 条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、代表教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年 10 月１日から施行し、令和５年４月以降登録・許可された車両にも遡って、適用する。なお、自動車通学登録規則、自動車通学学生心得、愛知学院大学自転車利用規則は本規程の施行をもって廃止する。